

**「ファイナンスリース業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策
に関するガイドライン」について**

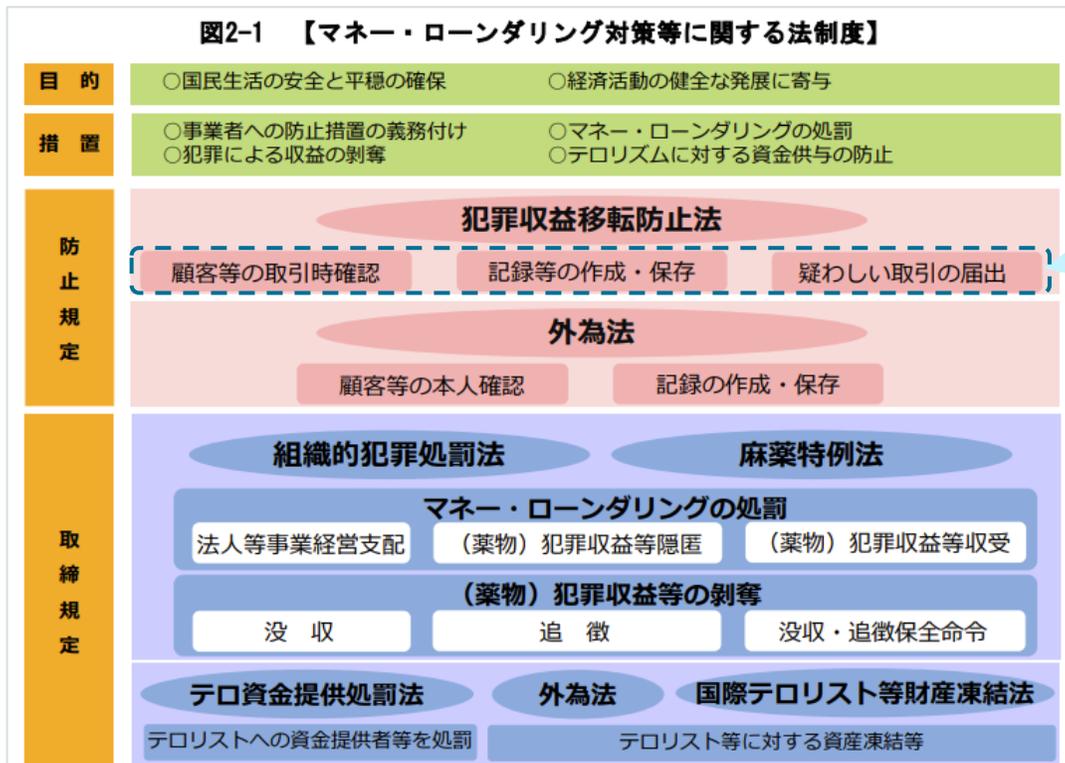
1. マネロンガイドラインについて
2. ガイドラインの内容説明

1. マネロンガイドラインについて

ガイドライン策定の背景・位置づけ

日本国内のマネロン等対策に関する法制度

- 我が国のマネロン等の対策に関する法制度は、複数の法令で構成されている（下記図参照）
- マネロン等の対策については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）等の関係法令において、取引時確認等の事項が規定。
- ファイナンスリース事業者は犯収法上の特定事業者該当し、法令の規定をその適用関係に応じ遵守する必要がある



【ファイナンスリース事業者の防止措置】
 犯収法における特定事業者として、**取引時確認、記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出**が義務付けられていることに加え、**それらを的確に行うための措置**を行う必要がある

ガイドライン策定の背景・位置づけ

関係法令とガイドラインの位置づけ

- ファイナンスリース事業者において、機動的かつ実効的にマネロン等対策を実施していくためには、**自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」）が不可欠**
- ガイドラインでは、犯収法の「取引時確認等を的確に行うための措置」で規定されたしながら、事業者におけるリスクベース・アプローチに基づくリスク特定、評価並びに低減措置及びそれらの実効性を確保するための「対応が求められる事項」、「対応が期待される事項」等を記載。

犯罪収益移転防止法（取引時確認等を的確に行うための措置）

- 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、次の措置を行う必要がある
（②～⑧の措置は努力義務）
 - ① 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置
 - ② 使用人に対する教育訓練の実施
 - ③ 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
 - ④ リスク評価、情報収集、記録の精査
 - ⑤ 統括管理者の選任
 - ⑥ リスクの高い取引等を行う際の対応
 - ⑦ 必要な能力を有する職員の採用
 - ⑧ 取引時確認等に係る監査の実施

内容を包含

ガイドラインの主な内容

- 事業者の対応**
 - 事業者におけるリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与のリスクの特定・評価・低減に係る措置 等

ガイドライン公表後の対応

法令及びガイドラインに基づく監督

- 経済産業省として、犯罪収益移転防止法及びガイドラインに関して監督を実施
- 本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴収・是正命令等の法令に基づく行政対応を行い、管理体制の改善を図る

「対応が求められる事項」

- マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に係る着眼点等を明らかにしたもの

※この点に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に問題がある場合は、行政対応を行う場合がある

(参考)「対応が期待される事項」

- 特定の場面や、一定の規模・業容等を擁するファイナンスリース事業者の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項

ファイナンスリースにおけるマネロン・テロ資金供与リスク

「犯罪収益移転危険度調査書」より抜粋

マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

ファイナンスリースは、ファイナンス・リース事業者及び賃借人という**契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある**と認められる

事例

- 暴力団への利益供与の手段として悪用された事例
- 暴力団との親交を有する者がファイナンス・リースで調達した物品を暴力団組長に長期間使用させたもの

危険度がより一層高まるもの

- 匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ファイナンス・リース事業者から物件代金を詐取しようとしている疑いが生じたファイナンス・リース契約に係る取引
- 同一の機械設備等について複数のファイナンス・リース契約を締結し、ファイナンス・リース事業者から物件代金を詐取しようとしているとの疑いが生じた取引

契約当事者以外の関与、比較的長期間に及ぶ取引が実態を伴わない取引を行うことを可能とし、マネロン等に悪用される危険性が存在

反社会的勢力への利益供与、物品提供等マネロン等の危険性が存在

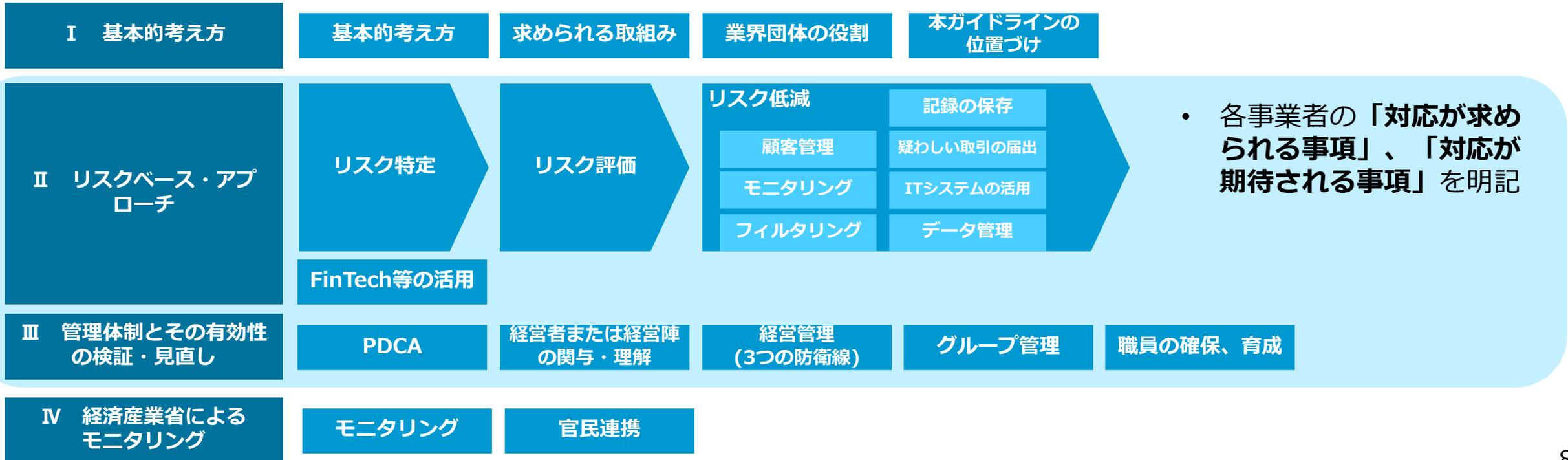
なりすまし、空リース、多重リース等による詐取は、危険度がより一層高まると評価

2.ガイドラインの内容説明

ガイドラインの概要

ガイドラインの概要

- I 基本的考え方、II リスクベース・アプローチ、III 管理体制とその有効性の検証・見直し、IV 経済産業省によるモニタリングの4章構成
- マネロン等対策における各ファイナンスリース事業者の「**対応が求められる事項**」、「**対応が期待される事項**」を「II リスクベース・アプローチ」、「III 管理体制とその有効性の検証・見直し」に明記



I 基本的考え方

I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方

- 犯収法を遵守するだけでなく、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること(いわゆる「リスクベース・アプローチ」)が不可欠。

I-2 ファイナンスリース事業者に求められる取組み

- 自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスクの許容度も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を講ずることが求められる。
- 管理体制の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与が経営上重大なリスクとなり得るとの理解の下、**経営者または経営陣が主体的かつ積極的に関与することが不可欠。**

I-3 業界団体等の役割

- 業界団体は、当局とも連携しながら、業者にとって参考とすべき情報や対応事例の共有、体制構築に関する支援等を行うことほか、利用者の幅広い理解の促進等も含め、対応の向上に中心的・指導的な役割を果たすことが重要である。

I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応

- 本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、適切にモニタリングを行う。

Ⅱ リスクベース・アプローチ

Ⅱ-1 リスクベース・アプローチの意義

- マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、ファイナンスリース事業者が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。
- ファイナンスリース事業者においては、マネロン・テロ資金供与リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った体制の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、**リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる。**

Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減

- リスクベース・アプローチにおいては、マネロン・テロ資金供与リスクへの対応を、**リスクの特定・評価・低減等の段階に便宜的に区分するなど、順を追って検討していくことが重要である。**
⇒イメージを次頁で記載
- 他のファイナンスリース事業者の動向や、新技術(AI,RPA等)導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じて検討を行っていくことが期待される。(4.FinTech等の活用)

Ⅱ リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの概要

Point

	リスクの特定	リスクの評価	リスクの低減
概要	<ul style="list-style-type: none"> リスクベース・アプローチの出発点 <p>リスクの所在を特定する作業 事業者の規模・特性等を踏まえ、包括的かつ具体的に検証の上、特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスクベース・アプローチの土台 <p>特定したリスクを評価する作業 事業者の事業環境・経営戦略等を踏まえて、自らへの影響度等を評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の実効性を決定付けるもの <p>特定・評価したリスクを低減する作業 実際の顧客や取引のリスクに応じて実効的に低減措置を実施 (例)顧客管理、取引モニタリング・フィルタリング、疑わしい取引の届出 等 ⇒個別措置の具体的内容については次頁</p>
対応が求められる事項例	<ul style="list-style-type: none"> 自らが提供しているサービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定 	<ul style="list-style-type: none"> 「リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施 リスク評価の結果を文書化(特定事業者作成書面等、いわゆる「リスク評価書」を作成)し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、リスクの評価結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施 顧客やその取引のリスクの大きさに応じて、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずる

Ⅱ リスクベース・アプローチ

リスク低減措置の概要

リスク低減については、顧客に着目する手法である「顧客管理」(カスタマーデューデリジェンス：CDD)や取引状況の分析、異常取引の検知等の取引に着目する手法「取引モニタリング」などを組み合わせて実施していく

	概要	実施内容(例)
顧客管理	<ul style="list-style-type: none"> 顧客情報を継続的に最新化し、顧客リスク評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の受け入れに関する方針を定める 定期的に顧客情報を最新化の上、顧客リスク評価を実施する リスクが高いと判断した顧客について、厳格な顧客管理を実施する
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 取引状況を分析、不審、異常な取引を検知 	<ul style="list-style-type: none"> 異常取引を検知するための基準を設定する 疑わしい取引の届出状況等を分析し、異常取引を検知するための基準の改善を行う
フィルタリング	<ul style="list-style-type: none"> 制裁リスト等と照合し、制裁対象者等の該当者を検知 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の制裁に係る法規制等の遵守を行う ※全て【対応が期待される事項】であり、業務規模・特性等に応じた対応を期待
記録の保存	<ul style="list-style-type: none"> 確認記録・取引記録等、必要な記録を保存 	<ul style="list-style-type: none"> マネロン・テロ資金供与対策の実施に必要な記録を保存する
疑わしい取引の届出	<ul style="list-style-type: none"> 不審な取引を発見した場合には、疑わしい取引の積極的な届出を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 内外の情報を踏まえつつ、疑わしい取引の該当性を判定する 疑わしい取引の届出を直ちに行う体制を構築する
ITシステムの活用	<ul style="list-style-type: none"> 業務規模・特性等に応じたITシステム導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討する ※全て【対応が期待される事項】であり、業務規模・特性等に応じた対応を期待
データ管理	<ul style="list-style-type: none"> データの適切な管理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 疑わしい取引の届出件数、内部監査、研修等の実施状況等のデータを適切に管理の上、必要に応じて当局等に提出できる体制とする ※一部【対応が期待される事項】であり、当該事項は業務規模・特性等に応じた対応を期待

Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し

Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）

- ファイナンスリース事業者において、実効的なマネロン・テロ資金供与リスク管理体制を確立し、有効に機能させるためには、**マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等を整備し、全社的に共有を図ることが必要である。**
- ファイナンスリース事業者においては、こうした方針・手続・計画等の実効性を検証し、**不断に見直しを行っていくことが求められる。**リスクの特定・評価・低減の各プロセスの実効性を検証するためには、マネロン・テロ資金供与対策に係る担当役員や主管部門における定期的な監視のほか、内部監査部門における各部門・営業拠点等へのマネロン・テロ資金供与対策の浸透状況の確認等を行うことが重要となる。

Ⅲ-2 経営者または経営陣の関与・理解

- マネロン・テロ資金供与対策の機能不全は、レピュテーションの低下も含めた経営上の問題に直結するものである。さらに、経営者または経営陣がこうしたリスクを適切に理解した上でマネロン・テロ資金供与対策に対する意識を高め、トップダウンによって組織横断的に対応の高度化を推進し、**経営者または経営陣として明確な姿勢・方針を打ち出すことは、営業部門を含めた全役職員に対しマネロン・テロ資金供与対策に対する意識を浸透させる上で非常に重要となる。**

Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し

Ⅲ－3 経営管理

- ファイナンスリース事業者においては、その業務の内容や規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理体制を構築する必要があり、営業・管理・監査の各部門等が担う役割・責任を、経営者または経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要である。
- こうした各部門等の役割・責任の明確化の観点からは、一つの方法として、各部門の担う役割等を、営業部門、コンプライアンス部門等の管理部門及び内部監査部門の機能として「**三つの防衛線 (three lines of defense)**」の概念の下で整理することが考えられる。
- 各ファイナンスリース事業者において、業務の特性等を踏まえ、項目によっては異なる整理の下で管理体制等（外部へのアウトソーシングを含む。）を構築することも考えられる。

Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し

「三つの防衛線」の概要

Point

	第1の防衛線	第2の防衛線	第3の防衛線
概要	<ul style="list-style-type: none"> マネロン・テロ資金供与リスクに最初に直面し、これを防止する役割 <p>全ての職員が、自らが関わりを持つマネロン・テロ資金供与リスクを正しく理解した上で、日々の業務運営を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1線の自律的なリスク管理に対して、独立した立場から牽制を行うと同時に、第1線を支援する役割 <p>第1線に対する牽制と支援という役割を果たすために、管理部門には、第1線の業務に係る知見と、同業務に潜在するマネロン・テロ資金供与リスクに対する理解を併せ持つことを期待</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1線と第2線が適切に機能をしているか、更なる高度化の余地はないかなどについて、これらと独立した立場から、定期的に検証する役割 <p>独立した立場から、全社的なマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の有効性についても定期的に検証し、必要に応じて、方針・手続・計画等の見直し、対策の高度化の必要性等を提言・指摘する</p>
対応が期待される事項例	<ul style="list-style-type: none"> リスクに見合った低減措置を的確に実施する 方針・手続・計画等における各職員の責務等をわかりやすく明確に説明し、第1線の全ての職員に対して共有する 	<ul style="list-style-type: none"> 第1線の方針・手続・計画等の遵守状況の確認等により、管理体制が有効に機能しているか監視する 第1線に対して十分な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> マネロン・テロ資金供与対策にかかる監査計画を策定し、的確に実施する 結果を経営者または経営陣に報告するとともに、監査結果のフォローアップや改善に向けた助言を行う

Ⅲ 管理体制とその有効性の検証・見直し

Ⅲ－４ グループベースの管理体制

- ファイナンスリース事業者がグループに属している場合には、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、グループ全体に統合的な形で、必要に応じグループ事業者等の業態等による違いも踏まえながら、これを実施することが重要である。

Ⅲ－５ 職員の確保、育成等

- マネロン・テロ資金供与リスク管理体制の実効性は、各営業拠点を含む様々な部門の職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有し、経営者または経営陣が定めた方針・手続・計画等を的確に実行することで確保されるものである。
- ファイナンスリース事業者においては、こうした専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等（関係する資格取得を含む。）を行うことにより、組織全体として、マネロン・テロ資金供与対策に係る理解を深め、専門性・適合性等を維持・向上させていくことが求められる。

IV. 経済産業省によるモニタリング等

IV-1 経済産業省によるモニタリング

- 経済産業省としては、既に入手可能なデータのほか、例えば以下の情報等を必要に応じてファイナンスリース事業者より提出を受けることや、各ファイナンスリース事業者の内部管理体制に関するヒアリングを行うこと等により、リスクベース・アプローチの実効性の向上を図る。
 - ✓ 疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客属性別等の内訳）
 - ✓ 内部監査や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の実施状況
 - ✓ 特定事業者作成書面等
 - ✓ マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営者または経営陣への報告や、必要に応じた経営者または経営陣の議論の状況

IV-2 官民連携・関係当局との連携等

- 業界団体等と連携しながら、個別ファイナンスリース事業者とも継続的に対話等を行うなどして、マネロン・テロ資金供与対策に係る課題や解決策、環境整備等についての継続的な検討を促していく。
- 経済産業省としても、官民双方の円滑なコミュニケーションをさらに促進する観点から、個別のファイナンスリース事業者からの意見等を踏まえて、モニタリングやアウトリーチ等のあり方についても、継続的に見直していく。

**「ファイナンスリース業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策
に関するガイドライン」について**